

大阪市食育推進キャラクター「たべやん」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は大阪市の食育推進のための食育推進キャラクター「たべやん」（以下「たべやん」とする。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 現行の大阪市食育推進計画の趣旨に則って使用すること。

(使用申請)

第3条 「たべやん」を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ使用承認申請書を健康局健康づくり課長あて提出し、承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 大阪市の行政機関が使用する場合
- (2) 大阪市の食育推進連絡調整会議に参画する団体等が使用する場合
- (3) 健康局健康づくり課長が広報啓発、報道などにおいて公益性があると認めた場合

(使用承認)

第4条 健康局健康づくり課長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、使用を承認する。

- (1) 営業活動や収益事業の目的（特定の商品や物販等の販売、頒布、特定のサービスの利用促進等）のために利用されるおそれがあるとき
 - (2) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき
 - (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用される恐れがあるとき
 - (4) 特定の個人または団体等の売名に利用される恐れがあるとき
 - (5) 「たべやん」のイメージを損う恐れがあるとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、健康局健康づくり課長が利用を不適切と認めるとき
- 2 前項に基づき承認した場合、使用承認通知書により申請者へ通知し、不承認と判断した場合、その理由を書面により申請者へ通知する。

(使用上の遵守事項)

第5条 「たべやん」を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められたデザイン、色を正しく利用すること
- (2) 変形や加工などを加えないこと
- (3) 承認を受けた用途にのみ使用すること
- (4) 「たべやん」のイメージを損なう使用をしないこと
- (5) 大阪市の食育推進キャラクターである旨明記すること

(使用料)

第 6 条 使用料については無償とする。

(使用承認の取り消し)

第 7 条 健康局健康づくり課長は「たべやん」の使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、使用を取消し、その理由を書面により申請者へ通知する。

(補足)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、取扱いについて必要な事項は健康局健康づくり課長が別に定める。

付則 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 6 年 6 月 10 日から施行する。